

人委給第120号

令和2年10月14日

千葉県議会議長 山中 操 様
千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第14条の規定により、職員の期末手当及び勤勉手当について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、月例給及び公務運営については、別途必要な報告及び勧告を予定していることを申し添えます。

(目 次)

別紙第1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 民間給与の調査	4
3 職員の特別給と民間の特別給との比較	4
4 人事院の報告及び勧告の概要	4
5 本年の特別給の改定	5
6 改定実施の要請	5

別紙第2 勧告	7
---------	---